

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について

平成 15 年 12 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

適時開示情報伝達システム（TDnet）は、全国の上場・店頭登録会社から提出されるすべての適時開示情報を電子化し、報道機関など多数の利用者に伝達するために、平成 10 年 10 月より稼働しているシステムであり、本協会においても、平成 12 年 10 月以降その運営に携わっている。

本年 4 月には、TDnet の処理能力や利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレイスが行われたところであり、その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方に基づき、情報利用者である報道機関等に加え、全国の上場・店頭登録会社からも利用料を徴収することとしたところである。

このため、店頭登録会社各社においても、平成 16 年度より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）等について、所要の見直しを行うこととしたい。

項 目	内 容	備 考
1．見直しの概要		
（１） TDnet 利用料の徴収	- 店頭登録会社は、本協会が指定する方法により、毎年度、あらかじめ TDnet 利用料を支払わなければならないものとする。 - TDnet 利用料（年額）は、1 社当たり 9 万 6,000 円（税抜）とする。	- TDnet 利用料は、毎年 3 月 31 日現在の店頭登録会社から徴収し、当該利用料の計算期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 - TDnet 利用料は、登録管理料と同時に請求する。
（２） その他	その他所要の見直しを行う。	
2．実施時期	平成 16 年度（平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日）分から徴収を開始する。	

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 15 年 12 月 9 日から平成 15 年 12 月 17 日 17：00 まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103 - 0025 東京都中央区日本橋茅場町 1 - 5 - 8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 市場企画グループ（Tel：03 - 3667 - 8459）